

令和3年12月9日

令和3年第3回神奈川県議会定例会

防災警察常任委員会報告資料

警 察 本 部

## 「神奈川県暴力団排除条例」の見直し結果について

### 1 条例の見直しの経緯

県警察では、所管している19条例のうち、今年度に見直しの対象となる1条例について、「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づき、見直しを行った。

#### 【警察が所管する条例】

総 数	見直し規定のある条例	今年度見直し対象の条例
19	8	1

\* 「見直し規定のある条例」のうち、次の7条例については令和元年度に見直し済み。

- (1) 集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例  
(昭和25年神奈川県条例第69号)
- (2) 闘犬、闘鶏、闘牛等の防止に関する条例  
(昭和31年神奈川県条例第40号)
- (3) 神奈川県迷惑行為防止条例  
(昭和38年神奈川県条例第26号)
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例  
(昭和59年神奈川県条例第44号)
- (5) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例  
(昭和60年神奈川県条例第30号)
- (6) 拡声器の使用による暴騒音の規制に関する条例  
(平成4年神奈川県条例第36号)
- (7) 神奈川県暴走族等の追放の促進に関する条例  
(平成15年神奈川県条例第73号)

### 2 今年度見直し対象の条例

神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）

### 3 見直しの結果

改正を検討する。運用の改善等の必要はない。

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和3年度	次回見直し予定	令和8年度
条 例 名	神奈川県暴力団排除条例				
条 例 番 号	平成22年神奈川県条例第75号	法規集	第15編第4章		
所 管 室 課	警察本部刑事部組織犯罪対策本部暴力団対策課				
条 例 の 概 要	<p>本条例は、暴力団排除について基本理念を定め、県、事業者及び事業者団体の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、暴力団排除に関する基本的な施策、少年の保護及び健全な育成を図るための措置、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資する行為についての必要な規制その他暴力団排除を推進するために必要な事項を定めることにより、暴力団排除に関する施策の総合的な推進を図り、もって県民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現に資することを目的とした条例である。</p>				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な 条例か。 ）	<p>本条例は、県内の暴力団情勢に鑑み、県、県民、事業者及び事業者団体が、暴力団排除に関する施策の総合的な推進に取り組み、県民が安全で安心して暮らすことができる社会を実現するために、既存の法令で規制できない行為について罰則及び行政措置を設けて規制しており、現在も本条例で規制している行為について規制する他の法令はないため、引き続き必要な条例である。</p>			
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	<p>本条例により、暴力団の資金獲得活動及び人的基盤構築の阻止に一定の効果が認められるが、事業者と暴力団との関係遮断について課題が認められたことから改正を検討する。</p>			<p>条例適用状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年10件</li> <li>・平成29年10件</li> <li>・平成30年9件</li> <li>・令和元年10件</li> <li>・令和2年11件</li> </ul>
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	<p>本条例は、暴力団排除の推進のために必要な事項を定めており、本条例により、暴力団事務所の開設及び運営の禁止並びに少年の健全な育成を図るための措置、事業活動等における暴力団排除等が効率的に行われている。</p>			
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	<p>本条例は、暴力団排除に関する施策の総合的な推進を図り、県民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現を目的としており、「犯罪や事故のない安全で安心なまちづくり」を掲げる県の総合計画である「かながわグランドデザイン」に適合している。</p>			
	適法性 （ 憲法、法 令に抵触 しないか。 ）	<p>本条例は、禁止区域における暴力団の新規事務所開設等について罰則を設けて必要な事項を定めているものであるが、合理的な範囲内であり、憲法、法令等に抵触しない。</p>			
その他					
見 直 し 結 果	<p>1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。</p> <p>2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。</p> <p>③ 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。</p> <p>4 改正及び運用の改善等を検討する。</p> <p>5 廃止を検討する。</p>	<p>理 由 等</p> <p>事業者と暴力団との関係遮断について課題が認められたことから、改正を検討する必要がある。</p>			